

## 道垣内弘人『信託法〔第2版〕』訂正情報

2024年3月8日  
2024年4月1日更新  
有斐閣

52 頁注 65)

後者が，最判昭和 44・3・27・前掲注 63)。

↓

後者が，最判昭和 42・5・23 民集 21 卷 4 号 928 頁。

【なお，判例索引も併せてご修正ください】

123 頁 9～10 行目

権限外行為は信託財産に

↓

権限外行為の効果は信託財産に

236 頁 4 行目

利益相反行為禁止に反することについて第三者が悪意または

↓

利益相反行為禁止に反することについて悪意または

240 頁 10 行目

事実」の範囲，信託行為の定めによって通知義務を排除できることは，

↓

事実」の範囲についての解釈，および，信託行為の定めによって通知義務を排除できることは，

255 頁\*の中の最終行

に基づく損害賠償ができる

↓

に基づく損害賠償請求ができる

290 頁 9 行目

「委任事務を処理するため」に受けた損害とは，直接的な委任事務

↓

「信託事務を処理するため」に受けた損害とは，直接的な信託事務

323 頁 7 行目

取消しは贈与者に対する

↓

取消しは受贈者に対する

357 頁 11～12 行目

また、受益者集会における議決権行使なども同様である。

↓

そうすると、受託者がどのようにして受益者を知るかが問題になる。

371 頁 14 行目

10を信託財産に

↓

9を信託財産に

399 頁\*の 4 行目

裁判所による新受託者の選任

↓

裁判所による新受益者代理人の選任

415 頁 16～17 行目

受託者が不法行為による委託者に対して損害賠償責任

↓

受託者が委託者に対して不法行為による損害賠償責任

421 頁 8～9 行目

委託者と受託者の

↓

受託者と受益者の

421 頁 10 行目

受託者が単独で変更が

↓

受託者が単独で併合が

423 頁注 17)

249 頁

↓

349 頁

425 頁 11 行目

承継信託が吸収信託から

↓

承継信託が分割信託から

425 頁 14 行目

承継信託から多くの負債が承継信託に

↓

分割信託から多くの負債が承継信託に

425 頁 18 行目

後者では、吸収信託の

↓

後者では、分割信託の

425 頁下から 3 行目

新たな信託に

↓

新たな信託の

429 頁下から 3～1 行目

委託者が第 1 受益権を有している場合で、委託者の死亡時まで 1 年以上経過したときはどうか。第 2 受益権を受託者 (=委託者) が有しているのだから、信託法 163 条 2 号の

↓

委託者 (=受託者) が第 1 受益権を有している場合で、委託者の死亡時まで 1 年以上経過したときはどうか。委託者の死亡後に現実化する第 2 受益権が存在し、それは受託者 (=委託者) が有していないのだから、信託法 163 条 2 号の

442 頁下から 3 行目～443 頁 1 行目

残余財産受益者（信託行為において残余財産の給付を内容とする受益債権に係る受益者）となるべき者として指定された者，または，帰属権利者（信託行為において残余財産の帰属すべき者となるべき者として指定された者）であることが

↓

残余財産受益者（残余財産の給付を内容とする受益債権に係る受益者）となるべき者として信託行為において指定された者，または，帰属権利者（残余財産の帰属すべき者となるべき者）として信託行為において指定された者であることが